

民生委員・児童委員の 選任要件の見直しについて

6

令和5年6月
東京都港区

0 民生委員・児童委員とは

地域福祉をサポートする身近な相談相手

民生委員・児童委員
のマーク



- ✓ 「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員
- ✓ 社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っており、創設から100年を超える歴史を持つ制度
- ✓ 全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行う

...核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や、障害のある方・高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがある

- **民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務める**



(「政府広報オンライン」より一部引用)

1 制度の現状

～民生委員・児童委員の選任要件・適格要件～

民生委員推薦会が民生委員を推薦するに当たっては、**民生委員法第6条第1項**により、「**当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者**」から推薦することとされていることから、**当該推薦候補者は当該市町村内に一定期間在住していることが必要**

さらに...

厚生労働省通知において、**更に細かく民生委員・児童委員の適格要件を規定**

→

1	社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
2	その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
3	生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
4	個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
5	児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

※厚生労働省通知の適格要件には、前段に以下の記載

- ・男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう75歳未満の者を選任するよう努めること。
- ・年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるため留意すること。
- ・現任の者を再任する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。



2 支障事例

- × 地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避、全国的な就業率の上昇などにより、地域福祉活動の担い手が不足し、欠員が増加している。

☞ (民生委員・児童委員に対する現場の声)

- ・「民生委員・児童委員に対するイメージが芳しくない」
- ・「個人情報がいかに厳しく、そのような中での活動は非常にしづらく、なり手がいない」
- ・「以前はステータスと思われている方が多いと聞いたが、時代が変わっているように思う」

- × 推薦母体である町会・自治会への加入率が低く、適任者を見つけることができない状況が続く。

- ⇒ 都市部などでは昼間人口と夜間人口の差が激しく、再開発が急激に進む中、町会・自治会自体を組織していない地域や、民生委員・児童委員の必要性を認識していないケース等もあり、担い手を確保することがますます困難に。

☞ 直近改選時も、集合住宅の増加による住民同士の接点の減少や転居等により、選任に苦慮。



民生委員・児童委員の欠員が続くことは、区民サービスの低下を招くことに加え、欠員地区をカバーする隣接地区の民生委員・児童委員や当該地区の民生委員・児童委員事務局（主に地方公共団体）の負担の増加に繋がるなど、地域福祉推進の妨げとなっている。

2 支障事例

◆ 民生委員・児童委員の定数と現員の状況（全国及び港区、各年12月1日現在）

		平成25年	平成28年	令和元年	令和4年
全国	定数	236,271	238,352	239,682	240,547
	現員数	229,488	229,541	228,206	225,356
	欠員数	6,783	8,811	11,476	15,191
	充足率	97.1%	96.3%	95.2%	93.7%
港区	定数	168	165	165	158
	現員数	146	148	144	136
	欠員数	22	17	21	22
	充足率	86.9%	89.7%	87.3%	86.1%

※令和4年の一斉改選以降、既に退任が6名生じ、新たに5名を選任（令和5年6月20日現在）

（参考）R4.12.1時点 現員の属性（年齢層：40代8人、50代37人、60代51人、70代40人平均年齢63.5歳、性別：男性45人、女性91人）

- 全国的に欠員は増加が続いており、令和4年12月の全国一斉改選では、令和元年に比べ32%増加（欠員は戦後最多とみられる）。今後もこの傾向は続くことが見込まれる。
- 港区においては、東京都全体（令和4年改選時88%）よりも更に充足率が低く、欠員も増加している状況。加えて、現員136人のうち、その大半が町会・自治会役員や保護司、消防団員など、地域における他の役割を兼ねており、地域の福祉活動の役割が特定の人に集中している現状がある。

今、持続可能な民生委員・児童委員制度の在り方を真剣に検討する時

3 求める措置とその手法

民生委員・児童委員を選任するに当たり、在住者だけではなく（区外に住む）在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求める。

☞ 制度の存続に向け、短期的な取組と長期的な取組に分け、可能なところから順次・不断に見直しを実施。

- 14 ○ 地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避等の一方、企業の社会貢献活動として地域参加を掲げている事業者も多く、在住者よりも在勤者のほうが地域の実情を知っていたり、地域の住民が気軽に相談できるケースもあり、実態に即し、在住者だけではなく在勤者も委嘱できるようにするなど、選任要件・適格要件の見直しを行う。

<港区における民生委員・児童委員の主な活動内容>

- ・ 地域の見守り活動
- ・ 行政からの依頼事項（高齢者実態調査、ひとり親関係手当の認定等に伴う調査 など）
- ・ 民児協自主事業（子育て支援事業や研修会 など）

... これらの業務に関して、区外居住の区内在勤者でも訪問日時の調整ができる行政からの依頼事項を中心に、近隣委員や地区協議会、各関係機関との連携によって実施可能と考える。



※ 港区においては、民生委員・児童委員（令和4年12月1日時点136人）のうち、約7割が就労しながら活動している実態がある（常勤が約1割、非常勤が約2割、自営業が約4割）

4 生じうる課題への対応

仕事と民生委員・児童委員活動の両立しやすい環境の整備

○ 現状等
→ 今後

- 港区でも就労している委員がいるが、日中の対面による会議への出席が困難な方も存在。その場合、後日、各地区事務局において資料の提供と説明、連絡事項を伝達。
 - 委員の負担にならないよう、活動記録（1カ月間の活動の報告書）等の提出物は、郵送による対応も実施。
 - 調査依頼時には、紙による回答に加え、電話やメールなど複数の回答方法を提示し、個々の委員が回答しやすい方法を選択できるよう工夫。
- 現在、月1回開催している定例会は、平日日中の対面による開催となっているが、開催時間の夜間への変更やオンラインによる開催など、**今後、更に仕事と活動の両立しやすい環境の整備**を検討。

候補者（在勤者）の確保アプローチ

- 15
- 港区では「港区企業連携推進方針」に基づき、企業が持つ知識・経験、専門性、ノウハウを区政に活かすための官民連携を行っており、また、区内には商工会議所や商店街連合会、福祉施設や福祉サービス事業者など、区と協力関係にある団体も複数存在。
 - こうした**民間団体にアプローチ**し、**社会貢献・地域貢献活動に熱意を持つ人材の紹介**についての協力を、また、港区社会福祉協議会が運営する、**区内企業各社の社会貢献担当者によるネットワーク「みなとネット」への協力を依頼**。
 - 大規模マンションなどで委員のなり手がいない場合は、管理人やコンシェルジュが委員として活動できるよう、**管理会社や管理組合・自治会に対し依頼**。

地域に居住していないことにより生じうる制約（緊急時等）への対応

- 近隣委員や地区協議会との連携はもちろんのこと、高齢者相談センター（地域包括支援センター）や児童相談所などの福祉関係機関、港区防災宿直や警察・消防署など、休日や夜間対応が可能な窓口が存在。
- これらと緊密に連携するなど、**既存資源を有効に活用**。



5 見直しによる効果

- ✓ 担い手不足解消の一助に
- ✓ 民生委員・児童委員の負担軽減
- ✓ 地方公共団体の負担軽減

16



持続可能な制度の構築と 地域福祉の維持・向上

ただし、長期的には・・・

無報酬（活動費のみ支給）である一方、虐待や子どもの貧困、引きこもり、孤独死など、昨今、新たな課題が顕在化し、民生委員・児童委員活動はますます複雑化・困難化しており、新たな報酬の仕組みづくり等、責任に見合った処遇改善等を行うことが必須。

参考) 関係法令等

民生委員法 (抄)

第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第二条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第六条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

17 第十条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。

二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。

三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。

四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

児童福祉法 (抄)

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

② 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によつて行う。

参考) 関係法令等

「民生委員・児童委員の選任について」

(平成22年2月23日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・厚生労働省社会・援護局長通知) (抄)

民生委員・児童委員の選任にあたっては、「民生委員・児童委員の選任について」(昭和37年8月23日発社第285号厚生事務次官通知)により行われているところであるが、当該選任にあたっては、さらに、別紙「民生委員・児童委員選任要領」に留意のうえ適任者が得られるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

平成19年8月10日雇児発第0810005号社援発第0810002号「民生委員・児童委員の選任について」は、平成22年2月23日をもって廃止する。

〔別紙〕

民生委員・児童委員選任要領

第1 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。

第2 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法(昭和23年法律第198号。以下「法」という。)第6条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとって、適任者を得ることが最も重要であるため、法第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の趣旨の外、次の各号に掲げる要件を具備する者を選任すること。

また、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう75歳未満の者を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

また、現任の者を再任する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- (5) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

第3 選任に関する留意事項

- 1 地区住民に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
- 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討した上で選任基準等を作成し、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び民生委員推薦会委員長に事前に示すこと。
- 3 民生委員推薦会が都道府県知事に推薦する候補者を選任するにあたっては、直接の関係者による推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行うNPO法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、人材の確保に努めること。